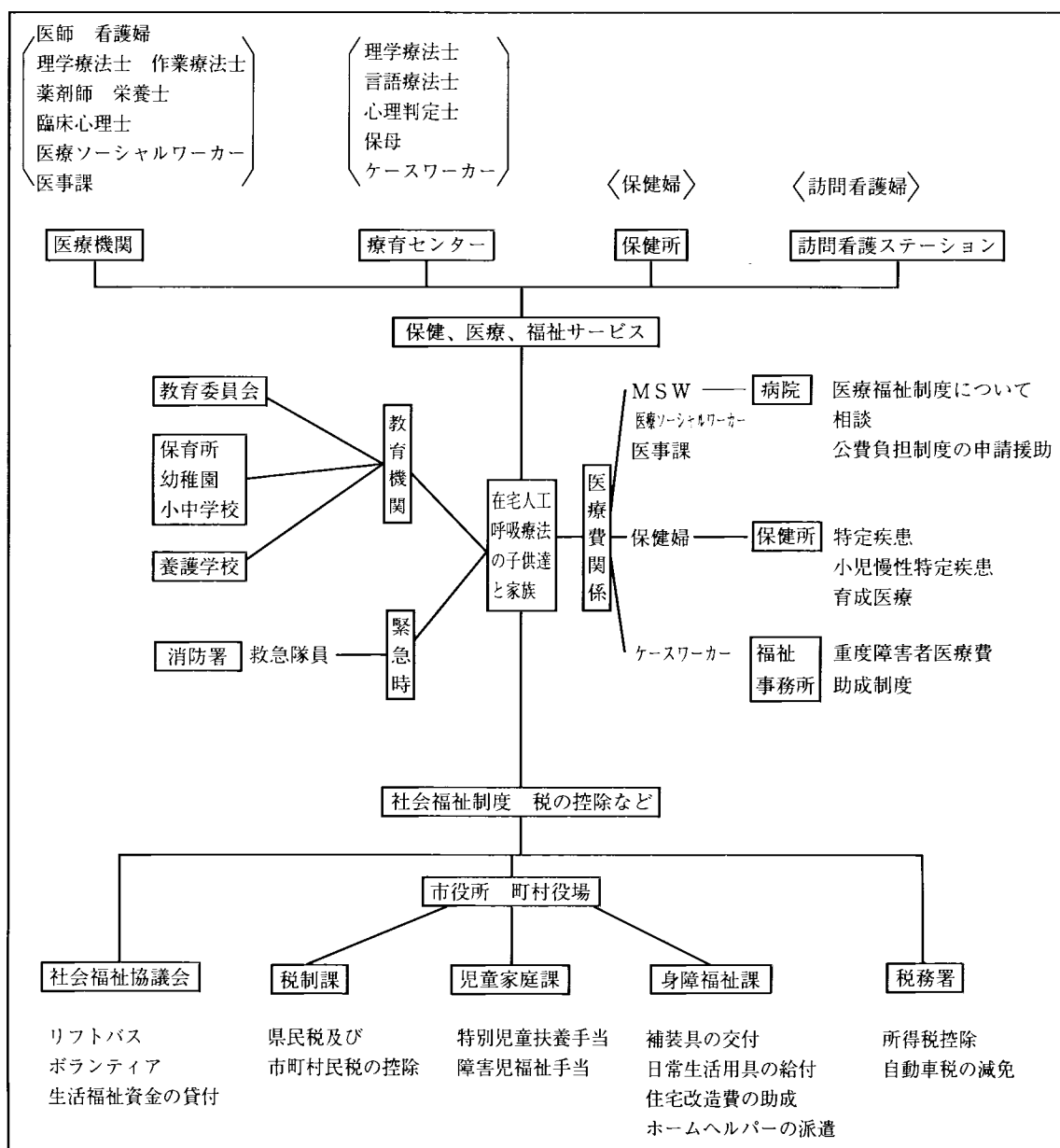


I. 医療ソーシャルワーカー (MSW)からの支援

中頭病院医療ソーシャルワーカー 崎山 恭子

1. 保健医療福祉制度と相談窓口について

人工呼吸療法を始めたお子さんのご家族にとって、子供たちに関わる制度について理解し、上手に活用することが、大切になります。わが国の制度やサービスは「申請主義」を原則としており、申請しなければ受けられないため、日頃からどのような制度があるかを確認しておく必要があります。医療のこと、看護、介護のこと、リハビリのこと、教育のこと、福祉制度のことなど、いろいろな問題があると思いますが、スムーズに制度の活用ができるように、それぞれの分野の専門家に相談ののつてもらいましょう。



福祉・発達・教育
からの支援

2. 医療福祉制度

(1) 医療費について

人工呼吸療法を始めることになると、「医療費はどのくらいかかるのだろうか」「退院したら、自分で人工呼吸器を購入しなければならないのだろうか」

などいろいろな不安があると思います。

そこで、医療費の軽減を図る制度について説明していきたいと思います。

① 公費負担制度

1) 小児慢性特定疾患

内 容 定められた対象疾患のため治療が必要な18歳未満の児童に対し、医療費の自己負担分を公費で助成する。(20歳までは延長可能)

申請方法 居住地の保健所に必要書類を提出

ポイント *病名によって、入院中だけ認められるものと、通院でも認められるものがある。
*承認期間は原則として1年以内なので、延長の場合は、延長申請書の提出が必要。

2) 特定疾患

内 容 定められた対象疾患のため治療が必要な者に対して、医療費の自己負担分の全額または一部を公費で助成する。(平成10年5月1日より改定)

1. 全額公費負担の場合

1) 難病のために日常生活に著しい支障のある重症患者

(重症患者の認定基準の内容は、身体障害者手帳の1、2級程度及び障害年金証書の1級程度)

2) スモン、クロイツフェルトヤコブ病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎の患者

2. 医療費の自己負担が必要な場合(上記に該当する患者以外の者)

1) 入院患者の自己負担限度額

医療費と食事療養費を含めて、1医療機関につき月額14,000円

2) 入院以外(外来など)の患者の自己負担額

薬剤の一部負担金を含めて、1医療機関につき月額2,000円

(1日につき1,000円を限度に、月2回までの支払いが必要)

申請方法 居住地の保健所に必要書類を提出

ポイント *承認期間は原則として1年以内なので、延長の場合は、延長申請書の提出が必要。

② 重度障害者医療費助成制度

内 容 身体障害者手帳の1、2級、療育手帳のA1、A2を所持している者に対して、医療費の自己負担分を公費で助成する。

申請方法 居住地の福祉事務所に必要書類を提出

ポイント *立て替え払いが必要(後で払い戻し)

*入院時食事療養費の自己負担分も助成する。

③ 在宅人工呼吸指導管理料

在宅の人工呼吸療法が健康保険で認められていなかった頃は、人工呼吸器の購入やメンテナンス料、物品の購入などは、全て個人負担が必要でした。

現在では、在宅人工呼吸指導管理料が健康保険で認められたため、人工呼吸器のレンタルが可能となり、以前より患者さんの自己負担分は軽減されています。

内 容 在宅人工呼吸を行っている患者に対して、在宅人工呼吸に対する指導管理を行った場合に算定する。

在宅人工呼吸とは、長期にわたり持続的に人工呼吸に依存せざるを得ず、かつ、安定した病状にあるものについて、在宅において実施する人工呼吸療法をいう。

対象となる患者は、病状が安定し、在宅での人工呼吸療法を行うことが適当と医師が認めた者である。

在宅人工呼吸指導管理料＝2,800点

気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器、鼻マスクもしくは顔マスクを介した人工呼吸器又は陰圧式人工呼吸器を使用した場合は、所定点数にそれぞれ8,000点、6,000点または3,000点を加算する。（平成10年度現在）

申請方法 医療機関が、保険で請求する。

ポイント *患者の自己負担額は、保険点数（1点＝10円）全体の保険自己負担分（例：国民健康保険の自己負担＝3割）

*装置に必要な回路物品その他の付属品などに係る費用についても、所定点数に含まれる。

*前記したような公費制度や重度障害者医療費助成制度を受けている場合は、在宅人工呼吸指導管理料の自己負担分も公費で助成される。

(2) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定めてある種々の福祉制度やサービスを活用するためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

治療を担当されている医師に、身体障害者福祉法に定める程度の障害であるかどうか、たずねてみましょう。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

ポイント *障害の程度が変化した時、または新たな障害が生じた時は手帳の取得手続きと同様の手続きにより再交付を受ける。

※ 身体障害者手帳所持者が受けられる福祉制度について

① 生活用具、在宅改造費

1) 補装具の交付、修理

内 容 障害の内容に応じ、補装具（車イス、座位保持イス、下肢装具など）を交付、修理する。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

ポイント *身体障害者手帳を持っていれば、等級に関係なく申請できる。

*所得に応じて自己負担あり。

2) 日常生活用具の給付、貸与

内 容 在宅の重度障害児に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（電動歯ブラシ、入浴担架、特殊マットなど）を給付する。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

ポイント *所得に応じて自己負担あり。

3) 在宅改造費

内 容 重度障害児のために居住する住宅を改造するための費用を補助する。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

ポイント *所得に応じて自己負担あり。

② 在宅援助

1) ホームヘルパーの派遣

内 容 重度の障害のため、日常生活を営むのに支障がある場合にホームヘルパーを派遣する。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

ポイント *所得に応じて自己負担あり。

2) リフトバス運行事業

内 容 車イスのまま乗り降りできるリフトつきバスで、身体障害児を無料で移送する。

申請方法 居住地の社会福祉協議会に必要書類を提出する。

ポイント *利用の前に申し込み予約が必要。

3) リフトつき福祉タクシー

内 容 車イスのまま乗り降りできるリフトつきタクシーを運行する。利用料は、大型運賃が適用される。

申請方法 前日までに最寄りの営業所に電話で予約する。

4) 重度心身障害児全身麻酔歯科治療事業

内 容 在宅の重度心身障害児を対象に全身麻酔歯科事業を行い健康増進及び福祉の向上を図る。指定病院あり。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

5) 県営市営住宅の優先入居

内 容 心身障害者のいる世帯については、当選率が一般より優遇される。

申請方法 市営住宅は市町村建築課住宅係、県営住宅は沖縄県住宅公社に相談する。

③ 税金の控除について

<国税>

1) 所得税の控除

内 容 障害児を扶養している場合、その世帯の納税者に税の控除がある。

申請方法 自営業などの場合は、居住地の税務署にて確定申告の際に必要な書類を提出する。

会社員などの場合は、源泉徴収の際に会社等の給与担当課に必要な書類を提出する。

ポイント *身体障害者手帳の等級によって控除額が違う。

2) 相続税の控除

3) 贈与税の非課税

<地方税>

1) 住民税の控除

内 容 障害児を扶養している場合、その世帯の納税者に税の控除がある。

申請方法 市町村役場の税務課に必要書類を提出する。

ポイント *身体障害者手帳の等級によって控除額が違う。

<自動車税>

1) 自動車税軽自動車税の免除

内 容 障害児の通院、通学、療育などのために自動車を使用すると認められた場合、その自動車税が免除される。

申請方法 自動車税事務所（軽自動車の場合は、市町村役場税務課）に必要書類を提出する。

ポイント *対象者の範囲が障害の種類や等級によって異なる。

*通院証明書や通学証明書などが必要になる。

④ 交通機関の運賃割引

1) バス運賃の割引

内 容 身体障害者手帳を所持していればバス運賃が5割引となる。

申請方法 運転手に提示する。

2) 航空旅客運賃の割引

内 容 満12歳以上の身体障害者で、身障手帳が第1種の者（介護人を含む）及び第2種の者（本人のみ）は、航空運賃が25%割り引かれる。

申請方法 第1種の者（介護人を含む）については、搭乗券を購入するときに旅行社に身障手帳を提示する。

第2種の者は、あらかじめ証明印を福祉事務所で身障手帳に押印してもらい、搭乗券を購入するときに旅行社に提示する。

ポイント *対象者の範囲が障害の種類や等級によって異なる。

3) タクシー運賃の割引

内 容 身体障害者手帳を所持していればタクシー運賃が1割引となる。

申請方法 運転手に提示し、必要書類を記入する。

⑤ 有料道路通行料金の割引

内 容 重度の障害児（身障手帳第一種）が乗車し介護者が運転する場合、有料道路運行料金の5割が割り引かれる。

申請方法 居住地の福祉事務所または市町村障害福祉担当課に必要書類を提出する。

⑥ 駐車禁止除外指定車の指定

内 容 身体障害者手帳の交付を受けている者が使用中に自動車は、駐車禁止除外指定車として指定を受ければ、駐車禁止区域でも他の交通の妨げとならない限り駐車できる。

申請方法 居住地の警察署の交通課に必要書類を提出する。

(3) 療育手帳

知的障害をもつ者に対して、一貫した指導相談が行なわれるように交付されているものです。手帳は重度の方からA1、A2、B1、B2に区分されています。

療育手帳を持つことで、重度障害者医療費助成制度、重度心身障害児全身麻酔歯科治療事業、税金の控除、交通機関の運賃割引などが受けられます。それぞれの内容については、前記の身体障害者手帳所持者が受けられる福祉制度の項で説明してあります。

申請方法 居住地の市町村役場福祉課に申請し、児童相談所で心理判定を受ける。

(4) 経済的援助について（手当、福祉資金など）

① 各種手当

1) 特別児童扶養手当

内 容 20歳未満の重度又は、中程度の障害児を養育している父母もしくは養育者に対して支給される。

支給額は、月額1級=51,250円 2級=34,130円（平成10年度現在）

申請方法 居住地の市町村役場児童家庭課に必要書類を提出する。

ポイント *所得制限あり。

2) 障害児福祉手当

内 容 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障害児に対して支給される。

支給額は、月額=14,520円（平成10年度現在）

申請方法 居住地の市町村役場児童家庭課に必要書類を提出する。

ポイント *所得制限あり。

3) 生活福祉資金の貸付け

内 容 身体障害者手帳、療育手帳を交付されている児を扶養している保護者に対して自動車購入費、住宅修理費用、高額な福祉機器の購入などに必要な経費を低利で貸付けする。

申請方法 居住地の社会福祉協議会に必要書類を提出する。



手帳や手当について

Q1 : 医療ソーシャルワーカーの相談の対象者は入院している場合だけですか？

退院しても相談にのってくれますか？

A : 医療ソーシャルワーカーの仕事は患者さんが安心して療養生活が送れるようお手伝いすることです。ですからもちろん退院した後でも、地域の関係機関と連携して福祉制度やサービス活用の援助をしていきます。

Q2 : 市町村の窓口で担当者が不慣れなため、よく間違った書類を渡されますが、未然に防ぐ方法、確認の方法がありますか？

A : 事前に、病院のソーシャルワーカーや、地域の保健婦に相談してどういう書類か確認しておくこと、また必要があれば、ソーシャルワーカーから直接市町村の窓口へ連絡してもらうことなどをお勧めします。

Q3 : 身体障害者手帳は3歳にならないととれないのでしょうか？

A : 乳幼児については、障害程度の認定が可能となる年齢が一般的には3歳以降と考えられるということで、認定時期を「概ね3歳以降」としているようです。

しかし、四肢欠損や脳波聴検での明らかな聴覚障害等のように永続性の明確な場合は、3歳未満でも認められています。

肢体不自由や内部障害については、発達による障害程度の変化が大きいとのことで、3歳未満で申請のあった場合は審議会で審査されるようです。

Q4 : 療育手帳は3歳にならないととれないのでしょうか？

A : 特に年齢制限はないとのことですが、児童相談所での心理判定で知的障害が認められた場合となっています。3歳未満で交付を受けている例もあるようです。

Q5 : 特別児童扶養手当、障害児福祉手当について

①入院中でももらえるのですか？

②同時受給が可能ですか？

③申請の時期は決まっているのですか？

④身体障害者手帳を所持していなくてももらえるものですか？

A : ①入院中でも受給できます。

②同時受給も可能です。ただし特別児童扶養手当より障害児福祉手当のほうが支給対象の障害の程度がより重度になっています。

③主治医が障害固定と認めた場合は、年齢に関係なく申請可能です。

④特別児童扶養手当、障害児福祉手当については「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、身体障害者手帳については「身体障害者福祉法」に基づいて認定されるものです。それぞれ根拠法も認定の基準も違いますので身体障害者手帳を所持していなくても、手当の受給は可能です。